「山梨県口腔の健康づくりの推進に関する条例」の概要

条例制定の背景

山梨県の歯科保健の現状

[3歳児でのむし歯のない者の割合]　現状：71.7%　目標：90%
[12歳児における1人平均むし歯数]　現状：1.8歯　目標：1歯以下
[40歳の未処置を有する者]　現状：46.2%　目標：10%以下
[進行した歯周病を有する者] <40歳代>　現状：42.3%　目標：25%
<60歳代>　現状：61.2%　目標：45%

歯科口腔保健の推進に関する法律制定 (H23.8)

一体的な推進

計画の策定（第７条）

県

計画の策定・変更
(1) 施策の実施のための方針
(2) 施策推進に必要な事項

→

県　民

基本計画の公表

目的（第１条）

県民の口腔の健康づくり (口腔の健康の保持、増進、機能の維持、向上させる取組) の推進に関し、基本理念を定め、県の責務及び県民の役割を明らかにし、口腔の健康づくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与する。

基本理念 (第２条)

①県民が生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うこと。
②県民が乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期に歯科に係る検診 (健康診査及び健康診断を含む。) を受けることができるようにすること。
③必要に応じて歯科保健指導を受けることができるようにすること。

関係者の責務・協力・役割等（第３条～第５条）

県の責務

①口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有する。
②市町村、歯科医療等に関する職務に従事する者、歯科医療等に関する関係機関及び関係団体と連携して施策を実施する。

市町村への協力

市町村が行う口腔の健康づくりの推進を図るための施策について、その求めに応じ、専門的技術的な助言、情報の提供その他の措置を講ずるよう努める。

県民の役割等

①生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行い、定期的に歯科に係る検診を受け、必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、口腔の健康づくりを行うよう努める。
②障害者等自ら口腔の健康づくりを行うことが困難なものを養護する者は、障害者等が歯科に係る検診及び歯科保健指導等を受けることができるようにし、口腔の健康づくりを行うよう努める。
③父母等子どもを現に監護する者は、子どもの歯科疾患の予防に向けた取組を行い、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けさせること、子どもが健全な食習慣を確立することができるよう努める。
④歯科医療等従事者等は、県が講ずる施策に協力するよう努める。

施策・取組

基本的施策（第６条）

①乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期に口腔の機能の状態、歯科疾患の特性に応じた歯科に係る検診及び歯科保健指導を受ける機会を確保できるようにするための取組を支援。

②障害者等を養護する者又は子どもを現に監護する者が行う障害者等や子どもについての口腔の健康づくりの支援

③フッ化物の応用その他の科学的根拠に基づく歯科疾患の予防のための取組への助言その他の援助

④歯科医療とがん、糖尿病等の疾病に関する医療との連携を図る取組を支援。

⑤口腔の健康づくりの推進に関する普及啓発

⑥口腔の健康づくりの推進に関する調査研究、情報の収集及び提供

⑦前各号に掲げるもののほか、口腔の健康づくりの推進に関する必要な施策

総合的な実施

口腔の健康づくり推進週間（第８条）

県民が積極的に口腔の健康づくりを行う意欲を高めるため、毎年11月8日から同月14日までを推進週間とする。

必要な措置等

財政上の措置（第９条）

口腔の健康づくりの推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

条例の制定

期待される効果

・県民の歯科口腔保健に対する意識の向上
・歯科口腔保健を推進するために必要な推進体制の整備

→

歯科口腔保健に関する健康格差(個人・地域等)の縮小

→

県民が心身ともに健やかで心豊かな生活ができる社会の実現